

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成29年9月21日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番 藤田尚美君
2番 秋山泉君
3番 尾野政子君
4番 甲斐徳之助君
5番 守屋常雄君
6番 杉森弘之君
7番 須藤京子君
8番 黒木のぶ子君
9番 池辺己実夫君
10番 市川圭一君
11番 伊藤裕一君
12番 長田麻美君
13番 山本伸子君
14番 遠藤憲子君
15番 鈴木かずみ君
16番 利根川英雄君
17番 山越守君
18番 板倉香君
19番 柳井哲也君
20番 中根利兵衛君
21番 小松崎伸君
22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	早 川 広 行 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

平成29年第3回牛久市議会定例会

議事日程第6号

平成29年9月21日(木) 午前10時開議

- 日程第 1. 議案第53号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2. 議案第54号 牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第55号 牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第56号 平成29年度牛久市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 5. 議案第57号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6. 議案第58号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7. 議案第59号 土地取得について
- 日程第 8. 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9. 認定第 1号 平成28年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10. 決議案第3号 駅前を含む公共施設等における受動喫煙対策を求める決議について
- 日程第11. 意見書案第 7号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第12. 意見書案第 8号 医師及び看護師の増員を求める意見書の提出について
- 日程第13. 意見書案第 9号 受動喫煙防止対策を進めるための法整備を求める意見書の提出について
- 日程第14. 意見書案第10号 教員の過労死・長時間労働の抜本的改善を求める意見書の提出について
- 日程第15. 請願第 4号 小坂城址の土地購入の経緯に係わる調査特別委員会の設置を求める請願
- 日程第16. 閉会中の事務調査の件
- 追加日程第1. 決議案第4号 「小坂城址土地購入事務処理調査委員会」調査報告に関する決議について

午前10時00分開議

○議長（板倉 香君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、議案第53号ないし日程第8、議案第60号の8件、日程第9、認定第1号の1件、日程第10、決議案第3号の1件、日程第11、意見書案第7号ないし日程第14、意見書案第10号の4件、日程第15、請願第4号の1件を一括議題といたします。



議案第53号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第54号 牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について

議案第55号 牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

議案第56号 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

議案第57号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第59号 土地取得について

議案第60号 工事請負契約の締結について

認定第1号 平成28年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

決議案第3号 駅前を含む公共施設等における受動喫煙対策を求める決議について

意見書案第7号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

意見書案第8号 医師及び看護師の増員を求める意見書の提出について

意見書案第9号 受動喫煙防止対策を進めるための法整備を求める意見書の提出について

意見書案第10号 教員の過労死・長時間労働の抜本的改善を求める意見書の提出について

請願第4号 小坂城址の土地購入の経緯に係わる調査特別委員会の設置を求める請願

○議長（板倉 香君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長からの審査経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、杉森総務常任委員長。

平成29年9月21日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 杉 森 弘 之

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第56号	平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決

〔総務常任委員長杉森弘之君登壇〕

○総務常任委員長（杉森弘之君） 総務常任委員会委員長審査報告をいたします。

平成29年9月8日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月14日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第56号、平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金は、住民票等への旧姓表記に対応するための基幹システム改修に対する社会保障・税番号制度システム整備費補助金の計上であります。繰越金は、平成28年度決算に伴う実質収支額の予算計上を行うものであり、繰入金については、財政調整基金への繰り戻しを行うものであります。

歳出の主なものとして、総務費の総務管理費は、財政調整基金への積立金の計上及び既に納税された法人市民税のうち、事業者の更正の請求に伴い還付事案が発生したことによる償還金の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、過誤納金の発生した原因、返還する金額については利子をつけて還付するかについて質疑がなされ、市執行部からは、原因については、該当する企業が海外に数多くの工場があり、現地で納付した税額等の控除額の計上漏れがあったためである。返還す

る金額については、地方税法の還付加算金の規定に基づき利子を含めたものとなっているとの答弁がありました。

また、委員からは、基幹システム改修における住民票等への旧姓の表記についてどういう場合に該当するか、牛久市の育児休業の規定について、育児休業の現在の取得状況について質疑がなされ、市執行部からは、住民票等への旧姓の記載が必要となる場合は、戸籍届の中で婚姻届、離婚届、養子縁組届等で姓が変わった場合である。現在は、同じ住民票で現在の名前と旧姓を確認できる場合と、1つ前の住民票をとらないと証明できない場合がある。マイナンバーカードでは現在の姓しか出てこないもので、旧姓を表記できるようにして個人の同一人性を特定しやすくするというのが目的となっている。育児休業については、牛久市職員の育児休業等に関する条例・規則に基づいて運用している。現在、育児休業と産後休暇を合わせて4名が適用されている状況であり、生まれた子供が3歳に達する日まで取得することができるが、今回補正予算で計上している職員については、平成29年度内の育児休業の予定となっているとの答弁がありました。

以上、1件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第56号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 次に、藤田教育民生常任副委員長。

平成29年9月21日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会

委員長 須藤京子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第 53 号	牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 56 号	平成 29 年度牛久市一般会計補正予算（第 1 号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第 57 号	平成 29 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
意見書案 第 7 号	教育予算の拡充を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案 第 8 号	医師及び看護師の増員を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案 第 9 号	受動喫煙防止対策を進めるための法整備を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案 第 10 号	教員の過労死・長時間労働の抜本的改善を求める意見書の提出について	原案可決
請願第 4 号	小坂城址の土地購入の経緯に係わる調査特別委員会の設置を求める請願	採 択

〔教育民生常任副委員長藤田尚美君登壇〕

○教育民生常任副委員長（藤田尚美君） 教育民生常任委員会委員長審査報告をいたします。

平成 29 年 9 月 8 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る 9 月 15 日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 53 号は、牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市立下根中学校から分離新設する中学校の名称及び位置を定めるとともに、既存の小中学校の位置の表記について改正するものであります。

議案第 56 号は、平成 29 年度牛久市一般会計補正予算（第 1 号）であり、当委員会所管の歳出の主なものについて、民生費は、国民健康保険事業特別会計における、前年度実質収支額の補正予算計上等に伴う一般会計繰出金の減額計上であり、教育費の保健体育費は、「いきいき茨城ゆめ国体」開催に向けた国体運営基金への積立金の増額計上及び牛久運動公園武道場新築事業費の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、完成後の武道場の年間の維持管理経費について質疑がなされ、市執行部からは、武道場は国体終了後、県内有数の柔剣道場として認知されると考えており、平成 31 年 4 月からの利用開始を予定している。現時点では詳細な算定をしていないが、今後、

低コストな運営を目指し、管理体制など詳細な検討を行い、コスト算定を進めていくとの答弁がありました。

また、武道場の備品費等を含めた全体の総額について質疑がなされ、市執行部からは、約7億8,000万円と見ているとの答弁がありました。

議案第57号は、平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件の歳入につきましては、繰越金は、平成28年度決算に伴う実質収支額の予算計上を行うものであり、繰入金は、本補正予算を調製した結果、一般会計繰入金の繰り戻しを行うものであり、歳出につきましては、来年度から開始される国民健康保険事業の都道府県化に対応するためのシステム構築費を計上するものであり、財源については国庫支出金の国民健康保険制度関係準備事業費補助金を充てるものであります。

審査に当たり委員からは、国保の都道府県化に伴い、被保険者である市民にとってどのような点が大きく変わるのかについて質疑がなされ、市執行部からは、制度の改正により、医療費への支出は県から交付金として交付され、市は医療水準等に見合った納付金を納めることになる。市民が負担する保険料は、今後県から示される保険料率により、一般会計からの繰り入れが大幅に上がるようなことがあれば保険料率を検討することも必要だが、納付金が確定する来年1月までは不明であるとの答弁がありました。

意見書案第7号は、教育予算の拡充を求める意見書の提出についてであります。

本件は、きめ細やかな教育の実現のために、少人数学級を推進すること、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持することを求めるものです。

審査に当たり委員からは、教員の過労・過重負担は深刻な問題である。少人数学級を含め、教員の働き方改善に道を開くものと考え、本意見書案に賛成するとの意見がありました。

意見書案第8号は、医師及び看護師の増員を求める意見書の提出についてであります。

本件は、茨城県における人口10万人当たりの医師数が全国47都道府県中46位、看護師・准看護師数は43位となっており、多くの医師や看護師が過酷な労働環境に置かれている現状を改善するため、茨城県が早急に医師及び看護師の増員を図るとともに、国に対してその裏づけとなる予算等拡充の措置への働きかけを行うよう求めるものです。

審査に当たり委員からは、茨城県の医療水準は全国でも最下位に近い。意見書案の中にもあるとおり、看護師については少なくとも、夜間は患者10人に対して1人以上、昼間は4人に対して1人以上の配置が必要である。過酷な医療現場の実態を改善するため、本意見書案に賛成するとの意見がありました。

意見書案第9号は、受動喫煙防止対策を進めるための法整備を求める意見書の提出について

であります。

本件は、屋内の職場及び屋内の公共の場は全て禁煙とするよう求める、WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン「たばこ煙にさらされることからの保護」を十分に考慮することなどに留意しつつ、国に対し早急な法整備を求めるものです。

意見書案第10号は、教員の過労死・長時間労働の抜本的改善を求める意見書の提出についてであります。

本件は、全国の小学校の約3割、中学校の約6割の教員が、労災に認定される基準で使われる時間外労働の過労死ラインを超えており、牛久市においても同様な状況であることから、国県に対し、教員の過労死・過労自殺撲滅並びに長時間労働の抜本的な改善に向け施策を講じることを強く求めるものです。

審査に当たり委員からは、意見書案第7号のときに述べたのと同じ理由で、本意見書案に賛成するとの意見がありました。

請願第4号は、牛久市議会に小坂城址の土地購入の経緯に係わる調査特別委員会を設置するとともに、市民にその調査結果を報告することを求めるものです。

審査に当たり委員からは、そもそもこの第三者委員会は平成27年12月議会で提案され、全議員が賛成して設置されたものである。その委員会の「本来議会で調査がなされることが望ましかった」とする意見は尊重すべきである。問われているのは、牛久市議会がどういう姿勢でこの問題に向き合うかである。前回は、ボイコット等により市民にきちんとした報告ができなかった。今回こそは、議会の姿勢をきちんとして、この請願を採択すべきであるとの意見がありました。

また、議会もしくは議員の大事な役割の一つがチェック機能を果たすことである。全国で百条委員会が設置されている中で、牛久ではなかなかこの問題に対して百条委員会が設置されなかった。その経緯の中で、市長の公約でもあった第三者委員会が設置され、結果として第三者委員会の限界が見えた。議会として百条委員会を設置し、解明に努めるべきである。今回、市民からの請願を受けとめて、議会として大きな役割を果たすべきと考え、この請願の採択に賛成するとの意見がありました。

また、第三者委員会は、議員全員の賛成で設置された。その結果、一連の事務手続自体には不適切とまで言える点は認められなかったが、全てが明らかになったとは言いたいという結論が出た。さらに、提言として書かれた文言が、今回の請願が出る事態を招いた。22名の中には問題ないと言う議員もいる。しかし、ここでやらないと、今後もずっとこの問題が出てくる。未解明部分に絞って、短期決戦できちんとやっつけてしまおうという賛成討論がありました。

以上、8件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第53号、議案第56号、議案第57号、意見書案第7号及び意見書案第9号は全会一致により、意見書案第8号及び意見書案第10号は賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第4号は、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 次に、市川産業建設常任委員長。

平成29年9月21日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 市川 圭一

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第54号	牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第55号	牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第56号	平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第58号	平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第59号	土地取得について	原案可決
議案第60号	工事請負契約の締結について	原案可決
決議案第3号	駅前を含む公共施設等における受動喫煙対策を求める決議について	原案可決

〔産業建設常任委員長市川圭一君登壇〕

○産業建設常任委員長（市川圭一君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

平成29年9月8日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月19日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第54号は、牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、条文の文言を改めるとともに、当該条例の有効期限を5年間延長するため改正するものであります。

審査に当たり委員からは、工業団地内の企業に限らず、中小零細企業は奨励金交付の対象となるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、事業所等を新設する場合は、投下固定資産の取得に要する費用の総額が1億5,000万円以上であり、そのうち建物が5,000万円以上と規定されているため、これに該当しない中小零細企業等については奨励金交付の対象にはならないとの答弁がありました。

議案第55号は、牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴い、条例の題名、引用条項及び文言について改めるものであります。

審査に当たり委員からは、当該条例に規定されている緑化率の特例を受けている企業はあるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、桂工業団地内に工場を建設中である企業1社が特例を受けているとの答弁がありました。

議案第56号は、平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）であり、当委員会所管の歳入について、県支出金の県補助金は、自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金の増額計上であり、諸収入の雑入は、エスカード牛久ビル床賃貸料の増額計上であります。歳出については、衛生費の保健衛生費は、住宅におけるエネファーム設置に対する茨城県補助分の増額計上であります。これまでは市が単独で4万円の補助を行っておりましたが、茨城県が5万円の上乗せを行うものであります。土木費の都市計画費は、公共下水道事業特別会計における前年度実質収支額の補正予算計上に伴う一般会計繰出金の減額であります。

審査に当たり委員からは、エネファームの牛久市全体の普及率は把握しているのかとの質疑がなされ、市執行部からは、補助金申請による平成28年度の設置実績は53台となっているが、

それ以外を含めた全体での設置台数は把握していないとの答弁がありました。

また、エスカードビル床賃貸料として歳入の増額補正を計上しているが、エスカード牛久ビルのどこのフロアの賃貸料なのかとの質疑がなされ、市執行部からは、牛久市が1階の床を食料品店へ賃貸しているため、賃貸料として歳入の増額補正を計上するものであるとの答弁がありました。

そのほか、1階の食料品店を利用することにより地下1階の駐車場利用料金が無料になることも多いと考えるが、駐車場の管理に関して食料品店の負担はないのかと質疑がなされ、市執行部からは、地下1階の駐車場は牛久都市開発株式会社が管理しているが、駐車場利用において受益者である食料品店からの負担金等はないとの答弁がありました。

議案第58号は、平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)であり、歳出について、過年度分消費税の修正申告に伴う不足分を増額計上するものであり、歳入については、繰越金は平成28年度決算額確定に伴う実質収支額の計上であり、繰入金は本補正予算を調製した結果、一般会計繰入金の繰り戻しを行うものであります。

審査に当たり委員からは、下水道の流量がふえたことによって、それに対する消費税分が足りなかったためなのかとの質疑がなされ、市執行部からは、今回の修正申告については、下水道使用料として使用者から預かった消費税から、自治体として工事や経費として支払った消費税に一定の調整をしたものを控除した上で消費税を納付することとされているが、この一定の調整に関する取り扱いに認識の相違があったためであり、下水道の流量がふえたことによるものではないとの答弁がありました。

議案第59号は、土地取得についてであります。

本件は、牛久運動公園敷地の賃貸人から、賃借人である牛久市に対して売却の申し出があったため、借地している土地の一部を取得するものであります。

審査に当たり委員からは、牛久運動公園の借地取得状況、また借地の所有権を反社会的勢力等へ移転されることを防止するための対策について質疑がなされ、市執行部からは、借地率が44.15%、市有率が55.85%であり、当該議案が議決されることにより土地の買収が完了すると市有率が61.13%となる。借地売買等により所有権移転をするときは、賃借人である牛久市に申し出なければならないことが借地契約に定められているため、反社会的勢力等へ移転されることはないとの認識しているとの答弁がありました。

議案第60号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件は、下町第三雨水幹線管渠布設工事について工事請負契約を締結するもので、集水面積44.6ヘクタールの雨水幹線を整備する一環として、牛久市南1丁目地内に縦2メートル、横2メートルのボックスカルバートを82メートル布設するものであります。

審査に当たり委員からは、設計額と予定価格が同額となっている理由について質疑がなされ、市執行部からは、設計額は基本的に茨城県の設計歩掛や単価など可能な限り公になっているものに基づいて積算した金額であり、精査された精度の高い設計額であると認識しているため、予定価格も同じ金額としているとの答弁がありました。

決議案第3号は、駅前を含む公共施設等における受動喫煙対策を求める決議についてであります。

本件は、子供・妊婦・高齢者などの健康弱者を含む多くの人が集まる駅前周辺等の公共の場所では受動喫煙対策を行うべきとの要望があることから、牛久市においても駅前を含む公共施設等のさらなる受動喫煙対策を行うよう求めるものであります。

審査に当たり委員からは、当該決議案には受動喫煙を防止するための具体的対策がないようだが、決議案として提出するのであれば、具体的対策についても盛り込むべきであるとの意見がありました。

また、委員からは、受動喫煙対策について、まだまだ検討の余地はあるが、さらなる受動喫煙対策を行えるよう知恵を絞っていくための一歩として考え、趣旨に賛同するとの意見もありました。

そのほか、公共施設等に受動喫煙を防止するための喫煙所を設置するには、多くの費用を要するため難しい側面もあるが、受動喫煙を抑制する趣旨には賛同するとの意見がありました。

以上、7件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第54号、議案第55号は賛成多数により、議案第56号、議案第58号、議案第59号、議案第60号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、決議案第3号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 次に、山越決算特別委員長。

平成29年9月21日

牛久市議会議長 殿

決算特別委員会

委員長 山 越 守

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
認定第1号	平成28年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について	認定

〔決算特別委員長山越 守君登壇〕

○決算特別委員長（山越 守君） 決算特別委員会委員長審査報告をいたします。

平成29年9月8日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号、平成28年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について、以上1件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月1日、11日、12日、13日の4日間にわたり委員会を開催し、11日に下根中学校仮設校舎及びトイレ、市道8号線通学路、田宮西隣公園の現地視察を行うとともに、11日、12日、13日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管の歳入歳出について委員からは、減額となった決算の相対的な分析、今後の見通し、人口維持のための子育て、教育等の施策により、扶助費が著しく増加することとなり、市の財政を圧迫する結果となっていること、これらの施策が税収増に与える影響について質疑がなされ、市執行部からは、一般会計の歳入減の主たる要因は、地方譲与税や地方消費税、交付税を初めとする諸々の交付金等が減額となったためであり、平成27年度まで行っていた退職手当負担金の基金積み立てを取りやめ、歳入歳出がおのおの約3億円の減額となった。今後の決算の見通しとして、決算については予算執行の結果であり、どのような予算編成を行うかによって決算の内容が決まってくる。扶助費は、決算ベースで毎年数億円ずつふえ続けており、10年前の平成19年度決算では約21億円であり、平成28年度決算は約60億円となる。牛久市の人口は増加傾向にあるが、子育て、教育施策等の効果はこれまでのところ、市税全体を押し上げるほどにはあらわれていないと考えられる。人口は維持できても財政は維持できなくなるであろうと考えたとき、これまでの施策の費用対効果を否定するのではなく、検証する時期に来ているのではないかと考えるとの答弁が

ありました。

また、委員からは、一般財源が減少する中での計画的な市債管理及び公債費の負担比率についての質疑がなされ、市執行部からは、計画的な市債の管理については、これまで市債残高の抑制に取り組んでおり、平成25年度以降、起債残高は約310億円で平成28年度まで推移している。償還額については、平成25年度の元利償還額約30億円に対して、平成29年度は約29億円と若干減少しており、今回、公債費負担比率が上昇した原因は、歳入の一般財源が減ったことによるもので、公債費の元利償還金等が大幅に増加したことによるものではない。しかしながら、ひたち野地区の新中学校、牛久運動公園の武道場等の大規模事業が来年度以降は本格的に工事に入るということで、今後の起債残高、償還はふえていくとの答弁がありました。

さらに、常勤職員、非常勤職員の人数をどう捉えているかについての質疑がなされ、市執行部からは、職員数については、昨年度より各課において必要職員数の調査を実施しており、常勤職員が担うべき業務、非常勤職員が担うべき業務のすみ分けを行った上で、どのぐらいの人数が必要であるかを判断し、今後の職員採用に当たっての参考としていきたい。今後、非常勤職員の制度改革や常勤職員の定年延長も予定されており、国の動向を注視しながら計画を随時見直していきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、児童クラブ支援員の人数及び今後の運営の方向性について質疑がなされ、市執行部からは、平成28年5月1日現在で120人である。方向性については、児童数の増加に伴い、支援員の確保は重要な問題であるため、現在、牛久市外からも募集をしている状況であり、任用条件についても健康かつ意欲的であれば65歳以上の方も任用しているとの答弁がありました。

また、委員からは、下根中学校の仮設校舎建設について、以前は増築の計画だったものが仮設に変更になった経緯について質疑がなされ、市執行部からは、ひたち野地区の新中学校建設に政策が転換されたことに伴う計画の変更である。工事費については、仮設にしたことにより10分の1程度となったとの答弁がありました。これに対し委員からは、仮設校舎が新中学校のモデルと言われる理由について質疑がなされ、市執行部からは、まず下根中の仮設校舎を木造・平屋建てでつくることにより、どのようなメリット・デメリットがあるのか実際に把握することができた。その意味でモデルという言い方をしているとの答弁がありました。

また、委員からは、国体の準備について、平成28年度はどこまでの準備か、また総事業費について質疑がなされ、市執行部からは、広報、市民協働、観光など12の基本計画を作成した。また、さきの開催県である岩手国体等の視察、その他空手道連盟、軟式野球連盟と連絡を密にし、各種会議を行った。また、総事業費は1億円と試算し、平成25年度から毎年積み立てを

行っているとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、公立保育園運営について、園児1人当たりのコストが、民間保育園に比べて割高になる補助金政策がとられていると聞き及んでいるが、公立保育園の今後の方針について質疑がなされ、市執行部からは、園児1人当たりのコストについては、公立と民間では55万円から60万円の差が生じている。現在ある公立保育園は、順次、牛久市社会福祉協議会に運営を移管していく予定であるとの答弁がありました。これに対し委員からは、将来、公立保育園はゼロになる可能性があるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、全ての公立保育園を移管する予定だが、時期は未定であるとの答弁がありました。

また、委員からは、地区社協の活動について、事業費の前年度比増の要因と活動内容について質疑がなされ、市執行部からは、事業費増の要因としては、コーディネーターを非常勤から正職員にしたことに伴う人件費の増である。活動内容で変わった点としては、二小学区地区社協において、平成28年度より介護予防としてのサロンの運営を始めたことが挙げられるとの答弁がありました。これに対し委員からは、地区社協を市としてどう位置づけているのかについて質疑がなされ、市執行部からは、福祉活動の新たな支え活動の基盤として位置づけている。また、6年ほど経過する中で、今後、事業報告会の実施を考えている。よいものを取り入れてもらうことで、今後の展開につなげていければと考えているとの答弁がありました。

次に、環境部、経済部、建設部等所管について委員からは、バイオマスタウン構想を運用する事業において、多くの他の事業から予算を流用している理由について質疑がなされ、市執行部からは、昨年8月7日に発生したBDF貯蔵庫の火災に伴う改修工事と消防署からの指摘による改修の費用に充てるために流用したものであり、改修にかかる契約金額は、2,653万3,000円であったとの答弁がありました。

また、委員からは、市道23号線の整備に関する予算執行率が低い理由及び総事業費について質疑がなされ、市執行部からは、予算執行率が低い理由として、国からの交付金の交付率が要望額に対し大きく下回っていることにより、事業計画どおり進捗が図れない状況が続いていることから整備におくれが生じている。総事業費については、田宮中柏田線から国道6号バイパスとの接続部までの延長2,460メートルの総事業費は約54億円になるものと考えているとの答弁がありました。

その他、委員からは、田宮西近隣公園内の借地について、平成28年度に取得することが議決されたが、借地料の支払いと現在の買収状況について質疑がなされ、市執行部からは、借地契約については、本年3月31日までの契約であるため、4月以降の借地料は支払っていない。土地の買収については、まだ協力を得られていないが、地権者からの口頭での許可により、工事を行うために土地を使用させてもらっている状況である。しかしながら、借地部分について

の工事には着手ができないため、今後も買収について協力を求めていくとともに、土地の使用についても書面を取り交わすことを前提に進めていく考えであるとの答弁がありました。

次に、各特別会計のうち、国民健康保険事業特別会計について委員からは、加入者の減少の要因について質疑がなされ、市執行部からは、昨年の10月から社会保険の対象が拡大され、国民健康保険から社会保険に移った人が多いこと、また75歳になって後期高齢者医療制度に移った人が多いことが減少の要因であるとの答弁がありました。

また、介護保険事業特別会計について委員からは、特別養護老人ホームの待機者数について質疑がなされ、市執行部からは、平成28年度で160人、平成29年度で130人である。要介護3以上が入所の基準となっているとの答弁がありました。

その他、公共下水道事業特別会計について委員からは、老朽化した管渠を改築する事業における決算額の内訳及び昨年の岡見ポンプ場での圧送管破損事故の原因について質疑がなされ、市執行部からは、当該事業の決算額のうち、昨年の圧送管破損事故に対応した経費が4,224万2,580円であり、現在、東みどり野地区で行っている污水管の長寿命化工事の前払い金が3,700万円となっている。圧送管破損事故の原因については、破損した管自体の外圧強度や破損箇所成分の燃焼試験も行ったが、破損部分だけ強度が低かったとの結論には至っておらず、現在も原因の特定はできていない状況であるとの答弁がありました。

以上が質疑の主な内容であります。

付託されました認定第1号について審査の結果、全会一致により内容適切なものと認め、認定すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（板倉 香君） 以上で、各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。14番遠藤憲子君。

〔14番遠藤憲子君登壇〕

○14番（遠藤憲子君） 議案第54号、55号に対する反対討論を行います。

議案第54号は、一定規模の工場・事務所などを増設した企業に対し3年間、固定資産税を軽減するもので、期限をさらに5年間、平成34年9月30日まで延長するということは、大

企業を優遇するものと言わざるを得ません。企業誘致の促進には、企業による事業用地の拡大や新たな設備投資などに対し税の優遇措置を強調していますが、該当するのは大企業のみで、市内の中小企業は該当しないなど、不公平であります。市民にはこれから、国民健康保険税や介護保険料の値上げ、消費税増税の計画もあり、増税が押し寄せてきます。大企業を優遇するものであります。

議案第55号は、上位法の改正により、条例の題名、引用条項、文言を改めるものですが、平成21年に工場の緑地基準が20%以上から5%以上に緩和された状況が続いております。この条例の対象は、敷地面積9,000平方メートル以上、または建築面積の合計が3,000平方メートル以上の大企業の工場であります。地球温暖化防止に向けた問題や自然環境の保護からも、緑地対策は重要であると考えます。

以上、議案第54号、55号について、反対をするものです。

議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。22番石原幸雄君。

〔22番石原幸雄君登壇〕

○22番（石原幸雄君） 請願第4号に対する賛成討論。

本件につきましては、以下の3つの理由により、賛成であります。

理由の第1は、平成29年7月28日に開催された議員連絡会の席上で、本件にかかわる第三者委員会の最終報告書の提言に関して、当該委員会の3名の委員全員が、当該委員会で解明できなかった疑問点については、今後、強制力のある議会の百条委員会で審議されるべきであると明言したことであります。

理由の第2は、本件にかかわる第三者委員会の設置条例そのものが、平成27年第4回定例会において、全議員の賛成により可決されたものであり、それを踏まえれば、第三者委員会という極めて客観的な立場の人たちの結論や提言は、尊重されてしかるべきであるということでもあります。

理由の第3は、本件にかかわる第三者委員会の提言及び今回の請願を無視して、もしも調査特別委員会が成立しない場合は、もはや牛久市議会には自浄能力がないと判断し、議会のリコールを検討せざるを得ないと市民の声が聞かれることであります。その意味で、牛久市議会はまさにその存在意義を問われているのであり、今回こそはこの問題にかかわる調査特別委員会を設置して、市民に調査内容をきちんと報告する責任があるものと考えます。

以上の理由から、本請願には賛成であります。

議員各位の良識に期待し、賛成討論といたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。8番黒木のぶ子君。

〔8番黒木のぶ子君登壇〕

○8番（黒木のぶ子君） 決議案第3号、駅前を含む公共施設等における受動喫煙対策を求める決議について、反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

この決議案第3号と意見書案第9号との内容につきましては、皆さん御存じのとおり重複しております。牛久市内でやるか、国に対してのということなのですが、内容そのものは同類だと思っております。

2003年5月より、健康増進法により分煙化が義務づけられ、牛久市内の公共施設や牛久駅東口・西口、またひたち野の駅においても、常磐線を利用されます人々の動線からはかけ離れた場所に喫煙場所が設置されており、通行人に対し、ひどいたばこの煙害を負荷する環境にはないと理解しており、さらなる対策をとるのであれば、具体的には駅前と公共施設等では絶対喫煙はだめだから、全ての喫煙場所を取っ払ってしまうとか、四方を高い塀でめぐらせて、全くその煙害をこうむることを防ぐというような、この内容では、論調になってしまうのではないかというふうに危惧するところであります。

この決議の提出者も十分理解されておられるとは考えますが、受動喫煙の弊害は、喫煙者が吐き出す呼出煙と副流煙と言われております。それを受けやすいというのは、閉ざされた部屋とか、本当に狭い場所での受動喫煙によるものであります。戸外で喫煙者がたばこを吸っているところを、そこをそばを通ったとしても、その通った方々が害を受けることは微少中の微少であるというふうに推測いたしております。

喫煙者にとりましても、健康にはよくないと知りながらも、また価格の56%が税金だと知りながらも、現代のストレス社会の中でほっとする瞬間も必要と理解しつつ、喫煙者の立場と、また吸わない方の立場、双方の立場を考慮しながら、公共施設等でたばこの煙害を受けやすい、そのような場所があるならそれを改善すればよいことで、議会での決議ということであれば大変重いことになりますので、余り軽い位置に決議ということを位置づけたくはないという意味合いからも、この決議案第3号に対し、反対するものであります。

議員各位の御賛同をお願いし、反対討論といたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 請願第4号、小坂城址の土地購入の経緯に係わる調査特別委員会の設置を求める請願について、賛成討論を行います。

これまで、私たち会派は一貫して、この案件について反対を貫いてまいりました。その根拠は、強制力のある警察、検察が調査した上で嫌疑不十分であったこと、また国の会計検査院においても、この事業の補助金が適切に執行されていたこと、さらにこのたびの第三者委員会に

おいても、土地の評価は妥当なものであり、牛久市や前市長が意図して高く設定したものでないと、これまでの疑義の根幹をなす部分が証明されました。

しかしながら、この案件については、これまで幾度となく請願等が出されており、いつまでもこれを引きずることは、市民にとっても、議会においても建設的ではないと考えました。

そこで、この請願の文面にありますように、第三者委員会で解明できなかった疑問点のみについて調査をし、この案件に決着をつけていくことが望ましいと判断をいたした次第でございます。

以上で、簡単ではございますが、討論とさせていただきます。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。4番甲斐徳之助君。

〔4番甲斐徳之助君登壇〕

○4番（甲斐徳之助君） 議案第56号、補正予算内の武道場建設についての、増額補正についての反対の立場から討論させていただきます。

平成28年11月、実施設計予算2,635万円から補助金対象金などの財源措置を含め、当初見込み額の総事業費5億5,000万円の範囲内であるものなどの上程理由により、28年度3月定例会の議会審議において、5億1,700万円にて可決された経緯がございます。

今回の補正により、総額約6億9,500万円となり、当初予算から約3割増しとなる増額理由を質疑の場に行き、執行部答弁をいただきましたが、その答弁内容の基礎工事内容部分とはともかくといたしましても、地域の防災拠点を目指すために道場にも空調設備を設置するなどという当初の事業計画にない理由や、人件費、資材高騰などという想定できる補正予算上程理由でありました。

さらには、総事業費が、今回の補正額のほかに備品購入費等も別途にあることが質疑において判明し、当初の説明にあった総事業費5億5,000万円の範囲から大きくかけ離れた7億8,000万円が上限などと、見込み値の甘さに安易に賛成できないものと判断いたしております。このような補正額を認めるにも、市民への説明が足りないものではと思える次第であります。また、このような補正額、強いては事業の進め方が市民の皆様にご理解がいただけるか、甚だ疑問であります。

補正予算には、ほかの所管事項が含まれていることは重々承知ではありますが、今後を踏まえ、以上の理由により、やむなく本議案に反対せざるを得ません。

議員皆様の御賛同をお願い申し上げ、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。5番守屋常雄君。

〔5番守屋常雄君登壇〕

○5番（守屋常雄君） 雄徳クラブの守屋常雄でございます。

私は、小坂城址の土地購入の経緯に係わる調査特別委員会の設置を求める請願に対し、反対する意見を申し上げたいと思います。

私は、平成27年4月の市議会議員選挙に当選し、現在1期目にあり、選挙直前に百条委員会の最終の詰めところで流会になった点など、断片的に存じ上げていました。

またその後も、この件につき、自分なりにいきさつ等を調べてまいりましたが、当時、百条委員会等で疑問点解明のために奔走した先輩議員の方々の無念さは理解できるどころですが、当時、市のトップであった池邊前市長を地検が厳しく捜査した結果、嫌疑不十分で不起訴という結論が出ました。見方によっては納得できないかも知れませんが、一定の結果はその時点で出たと思います。

私は、それよりも何よりも逆に納得がいかないのが、平成28年2月から、つい平成29年7月まで行った第三者委員会の結論の乱暴な出し方です。本来、強制力のない委員会であることはわかり切っており、その中で客観的な事実と調べられる限りの正確な資料に基づき、当該委員会としての報告を行うのが本来の筋であると考えます。また、調査の限界もあったり、結果が不十分な場合もあると思います。

しかるに、今回の報告の結論として、本事業は強制力を持って調査できる百条委員会で調査がなされ、結果を公表するのが望ましいという内容がありましたが、百条委員会の設置について決定できる権限を持つのは議会だけであるはずで、それを、自己の権限を越えた提言を記述するなど、到底受け入れることのできない内容を含んでいます。

恐らくは、この第三者委員会の調査報告をバックボーンとして、百条委員会の設置を求める請願を今回提出されたのだと思いますが、上記の理由にて、この請願について断固反対させていただきます。

議員各位の御賛同をいただきたく、お願いいたします。

以上です。

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。9番池辺己実夫君。

〔9番池辺己実夫君登壇〕

○9番（池辺己実夫君） 請願第4号、小坂城址の土地購入の経緯に係わる調査特別委員会の設置を求める請願の反対討論を行います。

そもそも、第三者委員会とは、中立かつ客観的な立場から調査を行い、調査結果を取りまとめて原因を分析し、再発防止を提言する役割を果たすものであります。ですので、特に大規模な土地取得に関して、その経過を市議会に報告し、市民にもその詳細をわかりやすく説明できるようにすることが必要であるという提言については真摯に受けとめ、再発防止に議会としてもチェック機能を強化していくべきだと思います。

しかし、本委員会は強制力がなく、調査には限界があり、不十分な調査結果となったしまったきらいがある。したがって、本来であれば、百条委員会において調査がなされ、調査結果の公表がなされることが望ましかったと考えられるという提言については、私はその文を読んだときに、本当に信じがたい印象を持ちました。第三者委員会には限界があり、提出された資料や証言から得たものだけでは不十分であったかのような発言は、まるで市民の貴重な税金を使って行われた委員会としての役割を放棄しているかのごときであり、全く信頼に値するものではありません。専門家としての知識と経験を駆使して、与えられたものの中で調査検討を行う、そのプロフェッショナルの部分としての意識はどこかに置いてきてしまったようにさえ感じました。百条委員会ではなく、中立で客観的な立場での第三者委員会にその判断を委ねたにもかかわらず、提言として議会への介入ともとれるような発言は極めて不愉快でもあります。

この件については、既に司法が調査し、嫌疑不十分で不起訴とした経緯もあります。その司法の判断が出てもお、百条委員会で議会が行わなければならない調査があるとは、私としては到底思えません。ゆえに、この請願には反対いたします。

議員各位の良識ある判断をよろしくお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。13番山本伸子君。

〔13番山本伸子君登壇〕

○13番（山本伸子君） 無党派の山本伸子です。

請願第4号、小坂城址の土地購入の経緯に係わる調査特別委員会の設置を求める請願の反対討論です。

百条委員会の設置を求める方は、この土地購入に関して、二度の売却を経て牛久市が取得した経緯から、市民の貴重な税金が土地転がしに使われたのではないかという推測の上で、その推測を裏づける事実を解明しようとしているのであろうと考えます。

しかし、第三者委員会では、購入価格の決定の過程について不適切な点はなく、土地の購入価格は妥当な評価方法で評価されていると結論づけました。また、土地購入に至る経緯については、一連の事務手続自体には、不適切とまで言える点は認められなかったとしています。

議会として、執行機関に対する監視機能が重要な役割であることは、私も認識しております。しかしながら、百条調査権の調査範囲の限界として、検察権との関係による限界があり、検察が行う起訴・不起訴に関する事項について、圧力をかけるような調査はできないことになっています。

また、百条調査権の本来の目的は、地方公共団体で起こったことに対し、それが起こるに当たった原因として、当該団体の組織や人事管理に問題がなかったか、背景はどのようなものであるのか、事務の執行が適切に行われていたか、そして今後どのようにすればこのようなことが起こらないような体制を築くことができるのか、つまり当該団体として再発防止をするにはどうすればよいのか等を調査することです。

これに関しては、再発防止策として、第三者委員会の提言の1番に、大規模な土地購入の際には、事務手続において所内の共通理解と透明性を図り、経過報告も含め市議会や市民に対する説明責任を果たすことが必要であると示されております。ただし、調査報告書の中で、「一連の事務手続自体には、不適切とまで言える点は認められなかった」としながらも、「その前提となる事項として、前市長が本件土地の転売について知ったのはいつか、本件土地の購入を決めたのはいつか、将来牛久市が本件土地を購入するとの確約があったのかといった疑義について、関係者の全てに対しての聞き取りができなかったこともあり、全てが明らかになったとは言いがたい」とも書かれております。

しかし、仮にこの疑義を解明するために百条委員会を設置しても、明らかにするためにできることは、第三者委員会ではできなかった関係者への聞き取りがその中心になるであろうと思われれます。そして、それは結局、それぞれの関係者の記憶のみに基づく不確かな事実をめぐる議論になると思われる、そのような議論にこれ以上貴重な費用と時間を費やすことに必要性を感じないことから、この請願には反対いたします。

ちなみに、第三者委員会の提言の2番の百条委員会において、調査結果の公表がなされることが望ましかったとあるのは、提言という内容ではなく、第三者委員会の所感と言えるものにすぎないと考えますことを申し添えます。

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号ないし議案第60号の8件、認定第1号の1件、決議案第3号の1件、意見書案第7号ないし意見書案第10号の4件、請願第4号の1件について、順次採決いたします。

初めに、議案第53号、牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、平成29年度牛久市一般会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、土地取得について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、工事請負契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成28年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定すべきものとするであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、決議案第3号、駅前を含む公共施設等における受動喫煙対策を求める決議について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、決議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第7号、教育予算の拡充を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、意見書案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第8号、医師及び看護師の増員を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、意見書案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第9号、受動喫煙防止対策を進めるための法整備を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、意見書案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第10号、教員の過労死・長時間労働の抜本的改善を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、意見書案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号、小坂城址の土地購入の経緯に係わる調査特別委員会の設置を求める請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択と決しました。

[「緊急動議、議長、緊急動議」と呼ぶ者あり]

○議長（板倉 香君） 8番黒木のぶ子君。議席で結構ですので、簡潔に動議の内容を説明願

います。

○8番（黒木のぶ子君） 百条委員会の設置を求める決議を出したいと思います。

○議長（板倉 香君） 動議について、賛成者はいらっしゃいますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開時刻は、追ってお知らせいたします。

午前11時23分休憩

午前11時45分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、黒木のぶ子君外1名から、決議案第4号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第4号の1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、決議案第4号についてを議題といたします。

○

追加日程第1 決議案第4号 「小坂城址土地購入事務処理調査委員会」調査報告に関する
決議について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。8番黒木のぶ子君。

〔8番黒木のぶ子君登壇〕

○8番（黒木のぶ子君） 決議案第4号、提案理由。

平成27年12月定例会において、根本市長は、「小坂城址土地購入問題に関しましては、市民の間に、市役所に暗雲がかかっているがごとく捉えられ、当市議会におきましても長らく課題となっており、本来であれば基礎自治体に制度として認められた、いわゆる百条委員会において調査され、全容が明らかになることが望ましいと考えております。しかしながら、その道筋も見えない状況におきましては、市民の皆様により市政の責任者となった私としては、でき得れば、議会尊重の意味からも、市議会の今までの百条委員会の内容も踏まえた中で、今、この時期に暗雲を払いのけ、光明を見出したいと考えております」と述べ、通称第三者委員会が提案され、全会一致で可決し、設置されました。さらに、その予算についても全会一致で可決されました。

したがって、その提案にも示された調査特別委員会を設置すべきと考え、提案するものです。

以上です。

○議長（板倉 香君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第4号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、決議案第4号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第4号の1件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第4号の1件については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、討論を終結いたします。

これより決議案第4号についてを採決いたします。

決議案第4号、「小坂城址土地購入事務処理調査委員会」調査報告に関する決議について、本案はこれに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（板倉 香君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、

それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって、平成29年第3回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 板 倉 香

署名議員 伊 藤 裕 一

署名議員 長 田 麻 美